

水産庁

[水産庁について](#)[政策について](#)[分野別情報](#)[報道・広報](#)[申請・お問い合わせ](#)[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [漁業権について](#)

漁業権について

1 趣旨

「平成20年12月26日の規制改革会議の第3次答申を踏まえ、平成21年3月31日に「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」が閣議決定されました。その中で、「漁業権については、その保護の解釈が漁業者において、誤って解釈され、海面からの取水に関するトラブルや遊漁者・ダイバーと漁業者とのトラブルが多く生じているとの見方が存在している」ことから、「漁業権の保護に係る解釈については、改めて漁業者や漁協に止まらず、広く国民に周知徹底すべきである。」とされました。

このため、漁業権について、漁業関係者のみならず国民の皆様方にも広くご理解頂けるよう、漁業権に関する情報をホームページに掲載しているところです。

2 漁業権

古くから、地先水面においては、漁村集落によりアワビ、サザエ、藻類等の独占的な利用が行われるという漁業秩序が形成されており、漁業権はこれを引き継いだものです。

漁業法では、漁業権は「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」とされています。また、漁業権は、物権的請求権の付与によりその法律上の権利の保護を強化することを目的として、民法上の物権に生ずるものと同様の法律効果を発生させることとしたものです。

このような漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、漁業法第143条に基づく漁業権侵害罪に該当することがあります。

漁業権の侵害については、漁業権の内容が一定の水面において特定の漁業を営むことにあるため、画一的な判断基準を設けることは困難ではありますが、その様態をあえて抽象的に類型化すれば、次のとおりです。

- (1) 敷設若しくは使用中の漁具又は養殖施設の毀損等によって、現実に採捕又は養殖行為を妨害する他人の行為
- (2) 以下のような他人の行為であって、漁場内における漁業の価値を量的又は質的に減少又は毀損する場合

漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物を採捕する行為

水質の汚濁や工作物の設置等によって、漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為

(参考) <http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/pdf/gyogyoho.pdf>

(参考資料) [漁業権に関する資料](#)

[海面における漁業権の優先順位に関する実態調査の結果](#)

浜と企業の連携円滑化事業のうち沿岸漁場の利用状況調査事業(平成30年度)

本調査は、人口減少社会を迎える中、沿岸水域においては、漁場環境の変化、漁業就業者の減少等により、利用度が低下している漁場も見られるようになり、今後は、新規の漁場の有効活用や既存の漁場の円滑な利用の確保を含め、一層の海面の有効活用を図る必要がある中、活性化の可能性がある漁場等の実態を把握し、十分に利用されていない原因、有効利用の可能性等について情報を整理・分析し、その利用に向けた方策等を整理することを目的として実施したものです。

[浜と企業の連携円滑化事業のうち沿岸漁場の利用状況調査事業\(平成30年度\)\(PDF：370KB\)](#)

お問合せ先

資源管理部管理調整課
担当者：沿岸調整班
代表：03-3502-8111（内線6701）
ダイヤルイン：03-3502-8476
FAX：03-3595-7332

公式SNS



[イベント情報](#)

[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページ](#)

水産庁

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：3000012080003

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地区](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries